

速度取締指針

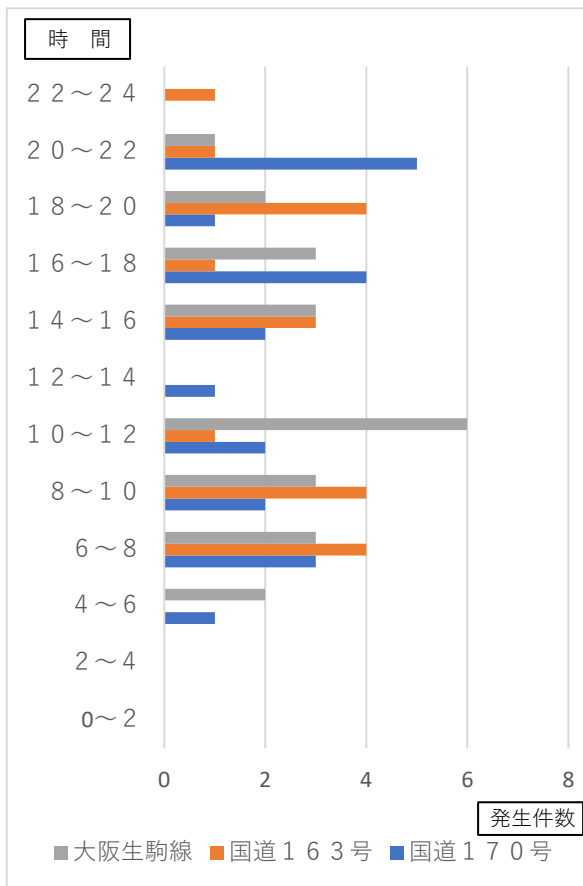
四條警察署の速度取締重点

重点路線	重点時間	区間	規制速度
大阪生駒線	9:00～12:00 16:00～18:00	阪奈道路 大阪府県境	50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

四條警察署管内における交通事故実態

主な路線別・時間帯別人身事故発生状況 (令和3年上半期確定数)



▼ 時間帯別

通勤通学時間帯及び帰宅時間帯で約60%の発生が見受けられます。

▼ 事故類型別

「交差点の出会い頭」が最も多く、「追突」「右直」の順で発生しています。

▼ 路線別

大阪生駒線での発生が最も多く、国道170号、国道163号の順で発生しています。

▼ 幹線道路に速度取締り

速度超過がある事故は、速度超過がない交通事故に比べ、死亡事故となる確率が約6倍となり、重大事故につながる危険な違反であることから、車両の実勢走行速度の抑制を図ります。

当署は、勾配とカーブが連続する大阪生駒線（阪奈道路）での重大事故の発生を抑制するため、奈良県から大阪府に入る府県境付近において速度取締りを強化するほか、国道163号及び国道170号においても速度取締りを実施しています。

～令和3年6月末までの交通事故発生状況～

- 昨年、四條警察署管内では、死亡事故が2件（2名死亡）発生し、すべて大阪生駒線で発生しています。（14時～16時と18時～20時に1件ずつ発生）
- 今年は、死亡事故4件（4名死亡）が発生しており、うち2件（2名死亡）が国道170号で発生しています。

その他の交通指導取締り要点

大阪生駒線においては、速度取締りのほか、信号無視や歩行者妨害の取締りを強化しています。